

## まちづくりの基本原則について

亀山市まちづくり基本条例 第3章 まちづくりの基本原則を抜粋 . . . 亀山らしいまちづくりを進めるための9つの原則

			今期推進計画の事業⇒			
			地域コミ ュニティ	市民参 画協働	市民活 動応援	整合の 検証
第10条	協働の原則	まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする。	○	○		
第11条	参加の原則	まちづくりは、市民の参加によって進めるものとする。	○		○	
第12条	情報共有の原則	まちづくりは、市民、議会及び執行機関がそれぞれ保有する情報を相互に提供し、共有して行うものとする。				○
第13条	市民尊重の原則	まちづくりに当たっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならない。	○			
第14条	地域尊重の原則	まちづくりに当たっては、地域の個性が尊重されなければならない。	○		○	
第15条	持続可能性の原則	まちづくりに当っては、現在及び将来世代に対する責務を果たすため、持続可能なまちの構築に努めなければならない。				
第16条	安全・安心の原則	まちづくりに当たっては、安全で安心なまちの構築に努めなければならない。				
第17条	環境の保全及び創造の原則	まちづくりに当たっては、環境の保全及び創造に努めなければならない。				
第18条	歴史尊重及び文化振興の原則	まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。				